

# 社会福祉法人国立保育会旅費規程

第1条 職員が理事長又は課長、室長、園長（以下「園長等」とする）の命を受けて出張するときは、この規程の定めるところにより旅費を支給する。

第2条 旅費とは、交通費、日当、宿泊費をいう。

第3条 旅費の計算については、次のとおり区分して別表1に定める。

1. 日帰り出張

原則として勤務地より片道 50km を超す地域に出張し、宿泊を必要としない出張を言う。

2. 宿泊出張

原則として勤務地より片道 150km を超す地域に出張し、宿泊を必要とする出張を言う。

第4条 あらかじめ理事長又は園長の承認を得た場合を除くほか、個人所有の車両での出張は認めない。

第5条 特定個人又は団体等から別に旅費を支給される場合は、本規程で算出した旅費との差額のみを支給する。

第6条 旅費の支払は本人の請求に基づき、その月の内に支払う。

第7条 出張旅費を支給する者については時間外勤務の取り扱いを行わない。

## 付則

1. この規程は平成 24 年 4 月 1 日より実施する。
2. 平成 30 年 4 月 1 日 一部改正

別表 1

地 域		勤務地より 50km 未満	勤務地より 50km 以上	勤務地より 150km 以 上
交 通 費		実 費	実 費	実 費
宿 泊 費	役 員 管理職			実 費 限度 15,000 円
	その他の 職 員			実 費 限度 10,000 円
日 当	役 員		日帰り日当 2,000 円	宿泊日当 (1泊あたり) 3,000 円
	管理職		日帰り日当 1,800 円	宿泊日当 (1泊あたり) 2,700 円
	一般職		日帰り日当 1,500 円	宿泊日当 (1泊あたり) 2,200 円

※ 但し、交通費のうちタクシー料金、急行料金、特別急行料金、超特別急行料金及び寝台料金は園が業務の必要上認めるときに限り実費を支給する。団体等に支払う会費等の名目ですでに旅費相当額を支出している場合、重複する部分の旅費は支給しない。